

事例研究

取手市議会事務局の取組み

岩崎 弘 宜 氏  
 (取手市広報広聴課 係長)

簡単に自己紹介させていただきます。私は現在、取手市広報広聴課に所属しています。平成4年に藤代町役場という合併前の旧町の役場に入庁し、入庁以来、本年の3月末まで通算で19年議会事務局に在籍し、あと一歩で20年というところで異動になりました。

今日は議会事務局にいた19年の間に携わってきた仕事の話をしていただきます。

1. 取手市について

茨城県取手市は千葉との県境にあり、東京都内まで電車で40分程度の距離に位置します。以前は「茨城都民」と言われるようなベッドタウンで、寝るためだけに帰ってくるお父さん方が多く住んでいた場所なのですが、近年は団塊の世代と呼ばれる方々が退職したため、リビングタウンに変わってきています。新しく常磐新線（つくばエクスプレス）が開通した関係で、隣の守谷市、つくばみらい市、つくば市が人口増になっていて、残念ながら、私どもの市は人口が減少しているところです。

現在の取手市は、藤代町と取手市が合併して生まれました。旧藤代町の区域は田園地帯で、田んぼが多く、お米が本当においしいです。全国では新潟のコシヒカリが有名かもしれませんが、茨城のコシヒカリもおいしいので、流通してきたときにはぜひ皆さんも一度ご賞味いただければと思います。その中に私が作ったお米も入っているかもしれません。

まちづくりの特徴は、東京藝大の取手キャンパスが市内にある関係で、藝大と一緒にまちづくりをしていることです。例えば、よく国道や電車の陸橋下の柱の部分に落書きされますが、そこに藝大生と市民が共同で壁画を描いて落書きを防止するなど、芸術と一体となったまちづくりも進めています。

紹介はこんなところにさせていただいて、先ほど駒林先生から結論めいた



ものが出てしまったので、何を話そうかと後ろで考えていました。あまり細かい事例を話しても致し方ないと思いますが、取手市の今まで行ってきた改革の一端をご紹介させていただきたいと思います。

## 2. 事例紹介

議員と事務局が一体となって改革を行っているところは全国でもあまり例がなく、そこが取手市の特徴だとよく言われます。私は、他の市町村との大きな違いは、議員の方々が事務局の職員を信頼してくれているところにあると思っています。逆に言えば、私たちも議員を信じています。その信頼関係から、一个一个の改革と呼ばれるものができてきたと考えています。

また、合併して数年後に旧藤代町出身の議員が議長になり、その方が改革を進める意欲のある方だったことから、議会改革調査特別委員会を議長発議で設置していただきました。そこに一个一个諮って改革を進めていったという背景があります。以下、事例を紹介します。

### (1) 委員会の傍聴自由化

まず、今ではかなり当たり前になりつつあることかもしれませんが、取手市では本会議同様、委員会の傍聴も原則自由化、原則公開の会議と位置付けました。委員会条例の改正によって傍聴の許可制を廃止したということです。廃止するまでは、当然、委員長の許可が必要でしたが、断った事例はありませんでした。しかし、条文を改正するまでには議員の意識が至っていませんでした。「断ったことがないのだから改正してもいいのではないですか。必要ときは委員会の議決で傍聴者を退場させることができるという文言を設けるのだから」という形で議員の方々にも理解していただいて、改正いたしました。これが、まず取手市議会は市民に対し「開く」意識改革のスタートでもあったと感じています。

### (2) ひびきメールの充実

合併以前、藤代町では「ひびきメール」という議会のメールマガジンを発信していました。「ひびき」という名称は、議会だよりの愛称を町民に募集して、12通ほど集まった中から、投票によって決まったものです。議員と事務局職員が1票ずつ投票権を持って、まず二つに絞り、その二つで決選投票

という手法を取らせていただきました。その議会だよりのメール版ということで「ひびきメール」と命名させていただき、合併後も継続して事業を実施しています。

「ひびきメール」では、合併以前はその日に行われた質疑の問答を簡条書きにした討論の概要、出欠議員、遅刻、早退、離席議員の氏名をお知らせしていました。議会議務局職員がその日の会議に出席しているときに議事のメモを取り、それを頼りに当時4人いた事務局職員が、会議閉会后、約2時間以内に送信していました。しかし、合併時に旧取手市の議員から、事務局職員が要約することに難色が示され、決定したことだけをお知らせすることになりました。

合併後の数年間は会期を決める議会運営委員会が行われた後に、会期日程、一般質問の通告の内容などをお知らせして、例えば、定例の初日の開会前であれば、「今日はこういうことをやります。傍聴にお越しく下さい」といった内容のメールを発信していました。

しかし、離席する議員があまりにも多く、それを公開すると離席が減ったという実績が旧藤代町であったことから、委員会に諮ったところ了承を得たので、実施しました。その結果、急激に離席が減りました。離席のところに自分の名前がある情報が流されることを、議員の方々は嫌がるということが如実に表れているかと思います。監視役である議会の監視はやっぱり「住民」だったということでしょう。

現在はインターネット放送と録画中継をさせていただいているので、質疑の概要や討論の内容までメールで配信することはしていません。しかし、私個人としては、本当はそれも必要なのではないかと考えています。議会に興味のある市民の方々や退職された方々は、傍聴においでいただいたり、自宅でネット生中継によって議会をご覧いただけるのですが、お仕事をされている方々は家に帰ってからとか、傍聴に行かず、または、行けずにご自宅で放送を見るということ、自分の時間を割いてなさるのでしょうが、多くの市民の方々は、その時間的余裕もなければ、そこまでの興味がない、議会任せというのがほとんどの自治体の実態ではないでしょうか。現在、インターネット生中継をリアルタイムで見られている回線数は、多いときで50、少ないときで20程度です。その中には市役所の各課や藤代庁舎という別の建物でも見ている部署がありますので、市民で見ている人はいないときもあるの

ではないかと推測しています。ですので、メールであれば、一度登録すれば否応なしに自分の携帯電話やパソコンにその日の議会の様子が送られてきて、質疑や討論の概要が簡単に把握できるというメリットがあるので、本来は載せたいのですが、そこまでの信頼関係がないことと、現在は、会議録を音声認識システムによってリアルタイムで作成しているため、そこまで業務が回らないのも実態です。

### (3) 執行部の反問権

議場や委員会等では、質問のしっ放しや、執行部に対して言いつ放しという発言があるのではないかと思います。これは対等な関係ではないと思い、議会事務局の方々、もしくは執行機関におられる方々にも反問権を認めてはどうかという提案をして、委員会の了承を得て、現在はそれを行っています。実際にこれまで3回ほど、市長が議員に反問をしています。部課長の反問は、これまで事例としてはありません。

反問権を認めるに伴い、一部読み替え規定を設けました。取手市では一般質問について、一括質問と一問一答の併用制を採り、発言する議員が一問一答と一括質問を選択しています。大半の方は一問一答になっていますが、一括の方もまだまだいらっしゃいます。一括の方は3回登壇できるということで、標準どおりです。一問一答の人に関しては、時間で制限をさせていただいています。その関係で、60分以内という申し合わせがあるのですが、反問することによってその時間が割かれることを鑑みて、反問があったときのみ70分以内とするという読み替え規定を設けたわけです。

### (4) 領収書の原本の添付

次に、先ほど駒林先生からお話のあった領収書の添付についてです。取手市では従来、条例上は写しの添付だったものを、原本の添付に改善しました。もともと実態として、原本をほかで使う目的が特にないので、基本的に議員の皆さんは原本を添付していました。原本を付けているのに条例上は写しというのはおかしいのではないかとということで、実態どおり原本にしたらということで、これは当然、議員も納得してくれました。

併せて、報告書を市のホームページで公開しています。一度お時間があるときにでも取手市のホームページを見ていただければと思います。積極的に

公開することによって自らをただす、「私たちはクリーンだよ」と示すために、ホームページで報告書を公開しているのです。議会への疑念は、こういうところから少しずつ解けるのではないかと感じています。

余談ですが、先ほど、某県で同じもののコピーで支出していたという話がありましたが、本来、政務調査費を設けている自治体には返還命令がありますし、事務局の方も、精査とまではいかずとも、確認作業はしていると思います。そこでなぜチェックできなかったのか、同じ職員としては残念ですし、疑問でなりません。少なくとも取手市では、報告書が上がってきて少しでも疑問に思ったときには、「これは趣旨に合わないのではないのか」と、会計責任者に必ず確認します。取手市では今、10万円の政務調査費を議員の会派に出していますが、大半の会派は10万円以上使っていますので、グレーなものは退けていただいて、例えば会派広報誌を作った紙代の領収書など政務調査費に合致するものを提出していただいております。

#### (5) 議会中継の映像の編集について

ネットでの生中継に関しては、視聴者が録画されていればどうすることもできませんが、当市では録画も公開していて、その編集について、本会議中に発言取り消しになるであろうと思われる発言があり、その日は散会してしまっただけで、散会后、議員から「自分の発言は認識を誤っていたので発言の訂正をしたい」と言われると、議決は翌日以降になってしまいます。そのときに、削除と決定していないのに録画放送から削除していいのかということが議論になりました。

結論としては、議長には発言取り消し命令権があり、議事整理権があるというところで、あらかじめカットして掲載するという結論に達しました。もしもこれから映像配信を行うとか、もしくは既にやっておられる自治体でも、うちではそんな無礼な発言をする議員などいないとおもいかもかもしれませんが、もしものときにそなえて、議員と事務局の確認という意味で、そのような場合のルールを定めておかれた方がいいと思います。

#### (6) 議案等の配付

これは些細なことなのですが、こういうことの積み重ねだと思うので、あえて説明させていただきます。取手市では以前、議案書や報酬明細などを議



員に郵・配送していました。議案に関しては当日に絶対到着という目に見えない暗黙のルールがありましたので、事務局職員が車で配付してました。それをすべてやめて、会派室に配置することになりました。ほとんどの方は今メールアドレスを持っているので、メールで「本日は招集告示日です。会派室に議案を配置しておきましたので、都合のいいときに取りにきてください」と連絡し、合わせて添付資料として補正予算書や当初予算書、執行部からの計画書、記者会見資料など、各課から配ってほしいと言われたものもありますということも付け添えたメールを送っています。メールアドレスがない方に関しては、ファックスで対応させていただいています。

報酬明細も毎月発行していましたが、これもやめてしまいました。ただし、税額や共済費などが変わったときには、お知らせをするという意味で明細書を発行・作成し、期末手当も作成しています。ただし、郵送はせずにこれも会派室に配置しています。これに関しては、議員の皆さんは報酬の日とボーナスの日はしっかりと覚えているので、あえて連絡はしていません。

議案も会派室に配置なのですが、以前はマチ付きの封筒を作っていました。年間でたかだか1万円程度のものでした。しかし、封筒の作成をやめてマイバッグを持参していただくようにしました。経費削減というより、協力という意味でさせていただいています。こういった協力には本当に感謝しています。議員は事務局職員の言うことを聞いてくれないのではないかとと思われる方がいらっしゃるのならそれは間違いです。職員が一生懸命やっていたら、議員も理解し、協力してくれます。

#### (7) 会議録の印刷・配付の廃止

会議録についても、当市では、数は多くはないのですが、任期中の印刷製本した会議録を会派室の自分のロッカーに積まれていて、任期が終わるときに「これ、処分しておいてくれよ」という方が結構おられました。どうせ読まないからということ。例えば、今、12月の議会が近づいています。一般質問をするに当たって前回の自分の記録の部分の写しが欲しいという依頼が、事務局には多分あるかと思えます。会議録を渡したのだからそれを見ればとお思いの方も多いと思いますが、そういうことがあったので、印刷も一気にやめてしまいました。現在は、原本と執行部に送付する1部、図書館用の2部と閲覧用の1部の合計5部を、自前で、両面コピーと市役所にある製

本機で製本しています。最初のうちは、議員にはCD-ROMで配付ということになったのですが、これも結局、検索システムを導入したからいいよということで、ROMの配付も数回でやめました。これに合わせて、会議規則で会議録の配付がうたわれているかと思いますが、その改正をしています。

#### (8) 委員会視察旅費の廃止と表決システムの導入

資料では、委員会視察旅費と政務調査費を廃止し、その削減分を表決システムに導入するとなっていますが、結論として、政務調査費は残してあります。委員会視察旅費だけで表決システムを入れられるまで切り詰めました。その分で導入できましたので、委員会視察旅費を5年間凍結しました。これもある意味、議員からすれば既得権を奪われるものですが、当市では表決システムを導入してくれという陳情を議会が採択しています。議会が採択していながら実施しないのはいかがか。しかし、リーマンショックなどで財政的な問題があり、あれもこれの中からこれというものを選ぶしかない財政事情になっています。そこで私たち事務局としては、議員の方々に、予算があるから行っているというような実態がないわけではなかったのもので、委員会視察旅費の廃止を提案しました。ただ、一部で委員会視察旅費よりも、世間で問題になっている政務調査費を廃止した方がいいのではないかという話もありましたので、両方で提案をして、議員の方々に選択していただきました。

これに関しては、正直言ってかなり抵抗がありました。しかし、皆さんが陳情を採択しておきながら、その努力をしないのはおかしいのではないかと、ここで議員の理解もいただき、表決システムを導入したということで、現在はホームページや議会だよりで各議員の表決態度を一覧表で載せています。

当市にはオンブズマンの方がいらっしゃって、政策広報といいますが、オンブズマン広報のようなものを作られています。そこには、当市は来年2月に改選なのですが、過去4年間の表決、例えばごみ処理施設建設費用など、市の大きな課題となった問題の賛否の態度を載せるなどして、市民の方々も利用しています。また、それが選挙の参考になるのではないかと考えています。これは嫌だと思ふ議員の方々もいますが、表決システムの導入に賛成している以上、やむを得なかったと思っています。





### (9) 地方自治法改正に基づく公式会議の位置付け

地方自治法改正により、いろいろな会議を公式会議に位置付けることが、各市町村でできることになりました。その中で、当市では全員協議会と会派代表者会議を公式会議にしていくことが、議会改革委員で一度は決まりました。しかし、事務局側で、「これはよく皆さんで考えてみてください。会派代表者会議も公式会議にしてしまっているのですか」と、もう一度最後の決定を覆す投げ掛けをしました。その理由としては、会派代表者会議は、どうしても記録で残すという性質のものではないのではないかとということを議論してほしかったからです。そうしたところ、会議規則の改正案を出す本当の前日に、再考してやはり会派代表者会議は抜こうという結論に達しました。

ただし、全員協議会に関しては、公式会議に位置付けるということになりました。そう考えたのは、もちろん公務災害という問題もさることながら、当市では、議会前に全員協議会を行うという暗黙のルールのようなものがあり、議会の議案の上程前に、執行部が全員協議会で議案の説明を簡単にするということを行っていました。多少の質疑はしていたのですが、それだと本会議がおざなりになってしまうのではないかと。執行部とすれば記録に残らない全員協議会の方が便がいいという利点もよく分かるのですが、議会としてどうかというところで議論して、全員協議会を公式会議に位置付けようと言ったところ、全員協議会の数は激減しました。今では説明の全員協議会は行っておりません。

## 3. 取手市議会議会改革特別委員会への提案事項および調査結果

しかし、事務局と議員の間にいくらか信頼関係があるとはいえ、やはり議員は議員、職員は職員です。取手市になって組織が大きくなると、その壁は最初は非常に高かったのです。そこで、議長と事務局は一心同体というか、一致団結しなければならないというところで、手法として正副議長という名前を利用させてもらったというのが正直なところです。事務局提案と言うと、議員は最初かなり難色を示しました。そこで、事務局の職員7人が話し合っただけのものでも賛同していただけますかという投げ掛けをまずしたところ、正副議長ともこれで進めましょうと承諾してくださったので、議会改革特別委員会に「提案者 正副議長 事務局」という形で提案を上げさせていただ



たわけです。

もちろんこのとおりいかなかったことも多々ありますし、ここに載っていないことも若干あります。中にはくだらないことを話していると思われることもあるかもしれませんが、こういうことの積み重ねだということもご理解いただきたいと思います。以下、個々の改革について申し上げます。

### (1) 傍聴受付カードの導入

同様のことを一部の自治体でもされていると認識しています。大体の自治体では、傍聴席の入り口に住所と氏名、もしかすると年齢まで入っている自治体もあると思いますが、それを書いてもらう傍聴者名簿があると思います。そして、来た人から順に書いていただいて、律儀な自治体だと傍聴券の発行までされているかと思います。そうすると、住所・氏名・年齢までが分かってしまう、後から来た人に全部見られてしまう。もしくは、先に傍聴していた方が帰るときに、今日は誰が来ているのだろう、あの人は誰だろうということが分かってしまう。それはおかしいのではないかとということで、当市では合併直後にカード式に変えました。

しかも、最初は住所・氏名・年齢とあったのですが、年齢は必要ないと話して、最初はカードスタイルで始まったのですが、年齢を取ることが改革委員会で決まったのです。今は、入り口に投票箱のような箱を置いておき、記入したカードをその中に投函して入場していただくというスタイルを、取手市では採っています。プライバシーに配慮したというところでは

### (2) 視察報告の公開

「各委員会における視察報告をホームページにて公開する」。これは決定したのですが、1回公開しただけです。私たち職員が公費を使って出張をすると、復命というものが付いてきます。なぜ議員には公費を使って視察にいったときに復命の義務を課していないのかという疑問がありまして、出席者には報告書を書いていただいて、議長に提出していただくことにしたわけです。ホームページには委員長のもの、委員長が欠席の場合は副委員長のものだけ掲載をするという形を採っています。

### (3) 討論の回数制限の撤廃

取手市では、「条件付き」や「〇〇を要望し、賛成」という、賛成討論なのか反対討論なのか分からないような討論が、残念ながらいまだに行われています。現在、取手市では議会基本条例の制定に向けて、特別委員会が動いています。予定では今度の12月に議決するという話になっているようですが、拙速なのではないかというのが個人的な考えです。選挙の前なので何としても制定したいという意向のようですが、この「条件付き」「〇〇を要望し、賛成」というのは、ほかの自治体の職員からもよく聞くことですが、どうしても言い訳というか、「これは問題なのだけれども賛成するよ」というところがあると思います。取手市では、議員間討議はなかなか受け入れられないということで、議会基本条例の何か目玉になるものはないだろうかと、私が異動した後に現在の正副委員長から相談がありまして、自分としては、自由討議は受け入れられないでしょうから、討論を3回にしたらどうだろうか、討論の回数制限の撤廃はどうかと提案させていただきました。その結果、現在の案では「討論を3回までとする」という条文を議会基本条例ではうたっていくということに、今のところなっています。

私の最善の案としては、討論3回もよしとは思いますが、本来は討論に入る前、委員長報告が終わって委員長に対する質疑と討論の間に、そのガス抜きというか言い訳でもありませんが、「賛成だがこういう問題点もあるよね」ということを言う機会を与える時間を設けた方が、議員にとっては利便性がいいし、より議論が深まるのではないかと考えています。自分が議会事務局に戻ったときにはそれを議員に提案しようと思っていますが、現在、取手市の議会基本条例では、「討論を3回までとする」ということで進んでいます。もし施行されれば全国初になると思いますが、まだ実施には至っていません。

### (4) 議会報告会

また、議会報告会というものを1年間試行的に実施しました。定例会ごとに年4回、市内を四つの区域に分けて4会場設け、28人の議員を4で割って7人構成です。第1回定例会は、A班が東の会場、B班が西の会場として、第2回ではローテーションして、1年をかけて市内全区域を回るという形で実施しました。

しかし、参加者が少ないこと、参加者が固定化していることから、1年間4回の試行で打ち切りました。しかし、その後、市民から議会報告会を復活してほしいという陳情があり、復活しました。手法は少し変更して、4会場ではなく市内1会場で、年1回以上行う予定で議会基本条例に規定する見込みです。

#### (5) 審議会での県会議員の報酬、費用弁償支給の廃止

皆さんのところでも、各種審議会というものがある、そこでの日額報酬や費用弁償が支給されていると思います。取手市では、以前から議会での費用弁償も廃止しています。その関係で、同じように県会議員に関しても、場所は違えど議員なのだからということで、それらの報酬の削減を執行部機関に提案し、条例改正をしていただいたという流れになっています。

## 4. 議会のインターネット配信について

現在も取手市議会議務局にいる蛭原という若い職員が、費用を安くするために何かできないかと自分の時間を割いて考えたのが、現在当市で行っている方法です。

市のサーバーだけでは録画映像を保存しておくのには容量が足りなかったもので、レンタルサーバーを年約5万円でレンタルしています。生中継に関しては、Stickam（スティッカム）という米国の無料動画サイトを使っています。Ustream（ユーストリーム）というのもありましたが、Ustreamは広告が出るということで却下してStickamを使っているのですが、6月、9月と映像が止まってしまうという事象が頻繁に起きている関係で、広告が出ることを覚悟の上でUstreamに切り替えようかという再検討が始まっています。

取手市の議場には、カメラが既設されていました。議席を撮る広角レンズと、ズームの利く議長席・演台を撮るカメラです。この2台があったので、足りなかったのはパソコンとデジタル化する変換器でした。パソコンは購入して、変換器はその職員がたまたま家で持ち合わせていて使っていないものがあったので、それを使いました。購入すると1万円ぐらいだということですが、それだけでできます。

それまではハードディスクに映像を落としてDVDで残したりしていたのですが、ハードディスクに取り込むだけでなく、パソコンにも取り込んで世



界に発信するという流れを採るとともに、その日の会議が終わると、録画放送をレンタルサーバーに掲載する作業を進めますので、パソコンに映像を一度保存します。そして、午前中の会議が終わると、その2時間分のデータを一人の職員が、午後の会議が開かれている間に、例えばA議員が質問してB議員の質問に移ったところで、チャプターという区切りを設定します。

このチャプター入れの作業を、フリーソフトで事務局職員が自前で行っているのが当市の最大の特徴です。映像配信業者などが売り込みに来ますが、相手方も当然それを知ってやって来ます。業者泣かせだからやめてくれというのが営業の本音の話です。共存共栄というとおかしいですが、プロの業者はどのようにしているのかなど、情報交換をしていい関係を築いていますが、業者はたまったものではないと聞いています。

最後に、私が議会事務局職員として常に頭の片隅においていた想いとして、議員一人を考えれば、人口の数%の得票で上がってきている人です。自分が間違っていないと思えば、仮にその人を敵に回したとしても、怒られたとしても、ほかの九十何%もしくは半数の住民は自分の味方に付いてくれると思って、自分がおかしいと思ったことを、一つずつ変えてきたということです。皆さまもせっかくの公務員人生ですから、クビになりにくいという一番のメリットを生かして、お互い頑張りましょう。